

【資料２．認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則運用細則】

認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則運用細則

第1章 総則

(運用細則)

第1条 一般社団法人日本癌治療学会（以下、本法人と略す。）は、認定がん医療ネットワークナビゲーター（以下、認定がんナビゲーターと略す。）認定制度に関する業務は、本法人認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則（以下、制度規則と略す。）に定められたことの他は、本運用細則によって行う。

(庶務)

第2条 認定がんナビゲーター制度に関わる庶務は、本法人事務局にて行う。

第2章 認定がんナビゲーター制度委員会

(認定がんナビゲーター制度委員会の構成)

第3条 認定がんナビゲーター制度委員会（以下、制度委員会と略す。）は、がん診療連携委員会委員長により推薦され、本法人理事会により承認された委員15名以内をもって構成する。

(制度委員会委員長の選任)

第4条 制度委員会委員長はがん診療連携委員会委員長の推薦により選任される。

(制度委員会委員長、委員の任期)

第5条 任期は2年とし、再任を妨げない。

(制度委員会の招集)

第6条 制度委員会は、制度委員会委員長がこれを招集する。

(制度委員会の定足数等)

第7条 制度委員会は、委員の過半数の出席をもって議決することができる。ただし、当該議事につき、書面をもつ

てあらかじめ意思を表示した者は、これを出席者とみなす。

2 制度委員会の議事は出席者過半数をもって決し、可否同数の時は委員長が決するものとする

第8条 制度委員会は、認定がんナビゲーターの認定に関わる業務を掌管する。

第3章 認定がんナビゲーターの申請

(認定基準)

第9条 本法人認定がんナビゲーターの資格認定基準は、制度規則第1条、第2条、第3条及び第4条の規定に基づき、1) 初期診断から終末期医療まで一連のがん治療全相に必要とされる一般的な医療情報の適切な収集とその提供ができ、2) 活動の地域性に準拠したがん診療情報や医療サービス情報の収集と提供、クリティカルパスの運用支援、臨床試験、治験に関する情報の収集と提供ができ、3) 当該医療機関の医療スタッフや医療事務職との連携のもとに、適正医療の遂行に必要不可欠な知識、見識、実務経験を求めるものとする。その具体的内容の確定に当たっては、地域性のみならず、常に広く国際性にも配慮した情報を提供できるものとする。

(認定業務とその告知)

第10条 制度委員会は、毎年、合議によって、次年度の認定がんナビゲーター認定業務に関する要綱と審査基準を定め、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会の決議を経て、これを告知する。

(申し込み条件)

第11条 個人のメールアドレスを取得

していること及びセミナー参加費等のカード決済ができること。

(e ラーニング科目と修了要件)

第12条 制度規則第6条第1号に定めるe ラーニングシステムにおける所定の科目とは、「がん医療専門チームスタッフのためのe ラーニングプログラム」(CANCER e-LARNING、<http://www.cael.jp/>)の「がん医療ネットワークナビゲーター養成コース」の全科目をいう。科目ごとに設定された小テストにおいて合格し科目修了とし、直近の3年間に指定された全科目を聴取し、すべての小テストに合格していることが申請要件となる。

(e ラーニング受講申請)

第13条 制度規則第6条第1号に定めるe ラーニングシステムを聴講するには、本法人のホームページ「がん認定ナビゲーター制度」(<http://www.jsco.or.jp/>)より申し込みをし、識別番号とパスワードを取得しなければならない。

(e ラーニング科目の決定と告知)

第14条 制度委員会は、毎年、制度規則第6条第1号に定めるe ラーニングシステムにおいて更新ないしは追加・削除すべき科目について検討し、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人がん医療エキスパート育成事業運営会議に付議し、同会議で決定して告知する。

(本法人の開催する認定がんナビゲーター教育研修セミナー)

第15条 制度委員会は、毎年度、制度規則第6条第2号に定める「本法人の開催する教育研修セミナー(Aセッション)」、「本法人の開催するコミュニケーションスキルセミナー(Bセッション)」の内容と受講料を決定し、がん

診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会で承認を受け、これを公知する。また、本法人が行うセミナー等の受講修了者には、受講証明を行なう。

(セミナーの受講申請)

第16条 本法人のホームページ「がん認定ナビゲーター制度」(<http://www.jsco.or.jp/>)より申し込みをすること。

(コミュニケーションスキルセミナー申請時の条件)

第17条 申請までにe ラーニングの指定された科目を修了すること。教育研修セミナーを受講していること。

(地域医療ネットワークの定義)

第18条 医療機関、非医療関係に関わらず、がん患者と関わりを持っている施設もしくは組織

(1)特定の治療法、代替療法、健康食品等を推奨する団体の運営者又は個人でないこと

(2)特定の政治団体、宗教団体を支持する団体の運営者又は個人でないこと

(3)倫理的に適切な活動をしていると認められる団体であること

(都道府県がん医療ネットワークナビゲーター責任者の定義及び業務)

第19条 都道府県ごとに指導責任者を指導、監督、助言する立場の者を置き、地域の推薦を受け制度委員会の推薦を受け理事長が承認する。

2 地域の実情に応じて実地研修施設の指導責任者と協議を行い、実地研修希望者の指定研修施設を決定する。

3 実地研修希望者の問い合わせに応じて、希望者が所属しているネットワークが、本法人の定める地域医療ネットワークに該当するかについて判断を行う。場合によっては制度委員会と協議を行う。

4 希望者がネットワークに所属していないと判断された場合は、適切なネットワークに所属するように勤める。
(指導責任者の業務)

第 20 条 都道府県がん医療ネットワークナビゲーター責任者と協議し、実地研修希望者の受け入れを決定する。

2 がん相談支援センター相談員等の指導責任者が認める協力者と連携する。

3 実地研修希望者と研修スケジュールを調整する。その際、必要なら、外来部門、がんセンターボード、緩和ケアチームとの調整を行う。

(地域医療ネットワークの実地研修)

第 21 条 制度規則第 6 条第 3 号に定める「地域医療ネットワークの実地研修」(以下、実地研修と略す。)は、制度規則第 3 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号に定めるすべての業務を研修項目とする。

2 実地研修は、本法人が定める認定研修施設において都合 5 日間以上で行うものとする。

3 実地研修では、指導責任者の指導のもと、認定研修施設の相談支援センターを拠点とし、当該地域がん医療ネットワーク参加施設、公共医療・福祉サービス機関からの情報収集と相談・ナビゲーターの実践実習を行う。

(実地研修内容の決定と公知)

第 22 条 制度委員会は、制度規則第 6 条第 3 号に定める「地域医療ネットワークの実地研修」の具体的な研修内容について決定し、がん診療連携委員会の承認を得て、公知するとともに、認定研修施設の指導責任者に、研修内容表を送付し、研修を依頼する。

(地域医療ネットワークの実地研修申請時の条件)

第 23 条 本法人の定めるがん医療に関

わる地域医療ネットワークに所属していること。

2 e ラーニングの指定された全科目を修了していること。

3 教育研修セミナー、コミュニケーションスキルセミナーを受講していること。

(実地研修の審査)

第 24 条 審査においては、前項に定める研修の内容目録として、担当したがん患者(入院・外来は問わない)のうち、10 例の一覧表を提出する。

2 研修の修了証明は、施設長及び指導責任者が行うものとし、施設長による証明は公印、指導責任者による証明は署名または押印にて行うものとする。

(受講料・申請料)

第 25 条 e ラーニング受講、本法人の開催する教育研修セミナー受講、コミュニケーションスキル研修会受講及び審査申請の申し込みをした者は、本法人理事長が定めた期日までに受講料及び申請料を納付しなければならない。

2 受講料は本法人の定めに従う。

3 審査申請料は、5,000 円とする。

(認定料)

第 26 条 資格審査に合格した者は、本法人理事長が定めた期日までに、認定料として 10,000 円を納付しなければならない。

第 4 章 認定がんナビゲーターの更新

(更新認定業務とその公知)

第 27 条 制度委員会は、毎年度、合議によって、次年度の認定がんナビゲーター更新業務に関する要綱を決定し、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会の承認を経て、これを公知する。

(更新の通知)

第 28 条 制度委員会は、認定がんナビゲーターとして認められた者につき、半年前までに、5 年間の資格期限が終了することを連絡し、認定がんナビゲーターとしてあるためには更新の手続きを要することを通知する。

(活動実績)

第 29 条 審査においては、認定がんナビゲーター資格取得後 5 年間に、更新申請者が担当として経験したがん患者(入院・外来は問わない)のうち 30 例の症例一覧表を提出する。

2 認定がんナビゲーターの活動実績の証明は、施設長及び指導責任者が行うものとし、施設長による証明は公印、指導責任者による証明は署名または押印にて行うものとする。

(申請料)

第 30 条 更新申請者は、審査料として 5,000 円を納付しなければならない。

(認定料)

第 31 条 資格審査に合格した者は、本法人理事長が定めた期日までに、認定料として 10,000 円を納付しなければならない。

(更新猶予)

第 32 条 認定がんナビゲーターの更新猶予に関する正当な理由とは、次のいずれかの号を満たすものとする。

- (1) 海外留学、海外赴任など洋行のために実績が不足する場合。
- (2) その他、制度委員会が正当と認める場合(出産・介護など)。

2 猶予期間は最長 3 年間とし、猶予期間中は認定がんナビゲーターを呼称することはできない。

(更新猶予の決定)

第 33 条 本法人理事会は、がん診療連携委員会委員長を通じて、制度委員会より答申された認定がんナビゲーターの更新猶予審査の結果を吟味し、更新猶予を認める申請者を決定し、結果を速やかに更新猶予申請者に通知する。

第 5 章 認定がんナビゲーターの認定抹消と復活

(認定の抹消と復活)

第 34 条 制度委員会は制度規則第 15 条に基づき、認定がんナビゲーター認定の抹消または復活を要する事例が認められた場合、その報告書を作成して本法人理事会に報告し、その議決を経てこれを公知する。

第 6 章 規則の変更

第 35 条 本規則を変更する場合は、制度委員会において検討し、がん診療連携委員会の承認を経る。

附 則

1. 本細則は平成 26 年 6 月 20 日より施行する。
2. 本細則は平成 27 年 2 月 4 日より施行する。
3. 本細則は平成 27 年 2 月 21 日より施行する。